認定されたマネジメントシステム認証機関
に代わって業務を行うエンティティの管理

発行日： 2026 年 7 月 10 日
適用日： 2026 年 8 月 28 日
版　数： 1.0 版

注：この文書は、CONTROL OF ENTITIES OPERATING ON BEHALF OF ACCREDITED MANAGEMENT SYSTEMS CERTIFICATION BODIES – Ver. 1.0（Global ACI-TECH-3-017）の内容を変更することなく、本認定センター及び公益財団法人日本適合性認定協会が翻訳したものであるが、原文だけが正式な Global ACI 文書としての位置付けをもつ。原文は、Global ACI ウェブサイトから入手できる。

2026 年 11 月 10 日

一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター(ISMS-AC)

追加情報

この文書又は他のグローバル認定協力機構（Global ACI）文書について追加の情報を必要とする場合、Global ACI 事務局に連絡して下さい。

Email: secretariat@global-aci.org
Phone: +1 (571) 569-2614

© Copyright 2026

Global ACI は、教育、標準化、認定、又は Global ACI の専門分野や活動に関連するその他の目的で、出版物又はその一部を複製することを希望する組織に許可します。複製された資料が掲載されている文書には、Global ACI の提供によるものであることを明記する必要があります。

目　次

0.　序文 4
0.1　目的 4
0.2　適用範囲 4
1.　認証機関の義務 4
1.1　候補エンティティのリスクアセスメント 4
1.2　法的な拘束力のある合意の確立 5
1.3　適用される要求事項並びに認証機関のマネジメントシステム及びガバナンス文書に対する、エンティティの業務の適合 6
2.　認定機関の義務 6
2.1　認定機関によるエンティティの監視 6
2.2　認定機関による、エンティティの業務の審査 7
3.　改訂履歴 8
附属書 1：リスクアセスメントでチェックできる要素（参考） 9
附属書 2：エンティティの業務に関する特別調査のための審査に用いるツールセット（参考） 10

0. 序文

0.1 目的

0.1.1　この文書は、認定されたマネジメントシステム認証機関に代わって業務を行うエンティティの管理に関する必須の要求事項を定めるものである。

0.1.2　この文書は、IAF（国際認定フォーラム）の文書「IAF MD 23:2023 *Control of Entities Operating on Behalf of Accredited Management Systems Certification Bodies*（認定されたマネジメントシステム認証機関に代わって業務を行うエンティティの管理）」に基づいている。IAF の役割がグローバル認定協力機構（Global ACI）に移管されることに伴い、本文の内容に実質的な変更を加えることなく、Global ACI の文書として書式が変更された。

0.2 適用範囲

0.2.1　この文書は、認定をもつ認証機関（CB）によって全体又は一部が所有又は採用されていないが、その CB に代わって、マネジメントシステムの認証活動を実施する、及び／又は管理するエンティティに関するものである。そのエンティティは、認証機関の本部事務所と同じ国にあってもよいし、なくてもよい。認証機関の代理人、代理店、フランチャイズ若しくは営業事務所、又は認証活動を実施することについて認証機関との契約上の関係をもつエンティティであってもよい。

0.2.2　引用規格:

- ISO/IEC 17011:2017 - 適合性評価 - 適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項
- ISO/IEC 17021-1:2015 - 適合性評価 - マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項 - 第 1 部 要求事項

0.2.3　この文書で使用されている“should”（望ましい）は、規格の要求事項を満たすことの、認知された手段であることを示す。適合性評価機関（CAB）は、この要求事項を同等の方法で満たすことも、それを認定機関（AB）に対して実証できれば可能である。この文書で使用されている用語“shall”（なければならない）は、関連する規格の要求事項を反映したそれらの規定が強制されることを示す。

1. 認証機関の義務

1.1 候補エンティティのリスクアセスメント

1.1.1　認証機関は合意を結ぶ前に、候補エンティティに対し、そのエンティティが存在する国、及びそのエンティティが認証機関に代わって業務を行うであろう国における、包括的なリスクアセス

メントを実施しなければならない。認証機関は、受容できないリスクで管理できないものを特定した場合には、その合意を進めてはならない。

1.1.2　これらのリスクは、公平性、力量、一貫性、独立性、及び認証機関がエンティティによる業務を計画している国における、認証ビジネスに対する地域リスクのレベルに関して考慮されなければならない（附属書１参照）。そのエンティティに対する既存の認定を考慮することができる。

1.2 法的な拘束力のある合意の確立

1.2.1　認証機関は候補エンティティと法的な拘束力のある合意を確立しなければならない。その内容には次を含まなければならないが、これらに限定されない。

i)　候補エンティティは、法的地位、公平性、力量要求事項、プロセス要求事項を含む、適用される要求事項に適合しなければならず、候補エンティティが認証サービスの提供に関与する程度に応じて、認証機関のマネジメントシステムと一致しなければならない。

- 候補エンティティは、認証機関のマネジメントシステムの中で、及び/又は自身の認定の下で業務を行わなければならない。
- 必要に応じ、リスクアセスメントに基づいて、追加の管理策が定義され、適用されなければならない。

ii)　エンティティは、継続的に認証機関による監査を受けなければならない。その監査は認証機関に代わってエンティティが実施する全ての活動を含まなければならない。監査の頻度及び方法はリスクアセスメント及び以前の監査結果に基づかなければならない。

iii)　Global-ACI-TECH-3-012 *マネジメントシステム認証機関のパフォーマンス指標の提供のためのデータ収集に関する必須文書*に規定するものを含む、重要業績評価指標（KPI）に関する必須の年次報告

iv)　必要と見なされる場合、当該認証機関を認定した認定機関（AB）による、管理策へのアクセスの提供及び監視

v)　エンティティが提供する活動の詳細

vi)　各当事者の責任、権限及び法的責任

vii)　資源、教育・訓練及び継続的専門能力開発の提供

viii)　知的財産及び保護

ix)　エンティティは、自身が認証機関に代わって行う活動を外部委託する前に、認証機関の合意を得なければならない。

1.2.2　認証機関は、確立した全てのエンティティの業務及びそれらが業務を実施する市場について、認定機関に報告しなければならない。

1.2.3　合意が終了した場合には、認証機関は終了の理由とともにその認定機関に通知しなければならない。

1.3 適用される要求事項並びに認証機関のマネジメントシステム及びガバナンス文書に対する、エンティティの業務の適合

1.3.1　エンティティが認証機関に代わって実施するサービスに関しては、該当する認定の要求事項への適合の要求はそのエンティティにも適用される。

1.3.2　認証機関は、エンティティの継続的なパフォーマンスを監視しなければならない。これには、認証機関に代わって実施する活動に関連する、認証機関のマネジメントシステムに関連する認定要求事項、認証機関のガバナンス文書及びその他の適用文書に対する、エンティティの内部監査（現地、遠隔、またはそれらの組み合わせを含む、立会審査を含む）を含む。

2. 認定機関の義務

2.1 認定機関によるエンティティの監視

2.1.1　認定機関は、そのようなエンティティの起用について認証機関から通知を受けた場合、その情報（ISO/IEC 17011 の箇条 7.8.1 参照）をローカル認定機関と共有しなければならず、ISO/IEC 17011 箇条 8 の要求事項を考慮して当該認定機関からのインプットを求めてもよい。

2.1.2　ローカル認定機関は、国外の認定機関によって認定されたエンティティが国内市場で業務を行うことに気づいた場合にはそれを特定し、その情報を国外の当該認定機関に知らせなければならない。

2.1.3　当該認証機関を認定した認定機関は、ISO/IEC 17011、Global ACI-TEC-3-009 *複数の国で活動する適合性評価機関の認定審査*及びその他の適用される文書の要求事項に従って、そのエンティティの審査プログラムを決定しなければならず、該当する場合、ローカル認定機関にその旨知らせなければならない。

2.1.4　当該認証機関を認定した認定機関は、詐欺行為又は非倫理的行動によって認証機関とエンティティの間の契約が終了した場合には、ローカル認定機関にそれを報告しなければならない。

2.2 認定機関による、エンティティの業務の審査

2.2.1　認定機関は、ISO/IEC 17011 及び適用される Global ACI 文書の要求事項に基づいて、認定周期における各認証機関及びそのエンティティの審査の頻度を、決定しなければならない。

2.2.2　当該認証機関を認定した認定機関は、よくない傾向（エンティティ及び認証機関が特定し、定期的に認定機関に報告することが求められている指標を含む）又は市場からのフィードバックを契機として特定の状況を調査するために、エンティティの審査を開始してもよい。例えば、

- 認証機関が発行する認証書の数が急に変化する
- エンティティが審査を実施している場合で、そのエンティティが、例えば 1 認証周期の間など長期間にわたって、不適合をほとんど、又は全く提起しない
- 認定された認証の信頼性に疑義を呈する状況
- エンティティの認証プロセスの有効性に対する懸念を示す、認証された組織の顧客又は他の利害関係者からの苦情
- 否定的な評判：すなわち、特定の専門分野に関連して、特定の製品、組織又はエンティティに対して、報道機関が提起する問題；ソーシャルネットワークサイトを通じて特定された問題；認定された認証のパフォーマンスに対する、NGO からの具体的な否定的フィードバック
- 規制当局からの介入、又は規制当局からの否定的なフィードバック
- 同じ依頼者に対して同様の所見が、以前の審査、特に同じ審査員、審査チームからは記録されていないにも関わらず、認定機関による立会審査の際に、エンティティから依頼者について組織的な課題又は懸念が挙げられた場合
- 特に FSMS、EMS、OHSMS などのような規制との関連が深いマネジメントシステムの場合で、特に人の安全衛生に直接の影響があるにも関わらず、規制要求事項が適切に審査されていないという証拠

注記：附属書 2 は、このような状況の調査を支援するために使われ得る。

2.2.3　エンティティのパフォーマンスが好ましくない場合（ローカル認定機関、規制当局又は他のステークホルダーからの苦情、管理状態のよくない記録、有効でないローカルスタッフの教育・訓練及び評価等が契機となり得るもの）、認定機関は、例えば、現地、遠隔、又はそれらの方法の組み合わせを含む追加の特別審査をプログラムに入れるなど、認証機関の審査プログラムを変更する必要があるかもしれない。

2.2.4　パフォーマンスが好ましくないエンティティに関連する情報は、ローカル認定機関と共有しなければならない。認証機関の合意を得た上で、その後の処置についてローカル認定機関の協力が要請される。

3. 改訂履歴

変更箇所	旧版	変更点の概要
全て	-	Global ACI 文書初版発行

附属書１：リスクアセスメントでチェックできる要素（参考）

リスクアセスメントで確認することができる要素は次を含むが、これらに限定されない。

– 所有権及び所有者、並びにそれらの関係（事業及びその他）
– コンサルティング会社との関係を含む、関係するビジネス
– 所有者及びエンティティの犯罪歴—前科のない履歴
– 当局、違反、法令、禁止令、納税記録、社会保障の記録に関する潜在的な課題
– 他の認証機関との以前の関係、もしあれば、現在の状況、関係終了の理由
– 外部資源を含む、記録された従業員数
– 審査員の力量のスコープ、審査員のファイル、現在の契約
– 財政的安定性

備考：ローカル認定機関が情報源であり得る。

附属書 2：エンティティの業務に関する特別調査のための審査に用いるツールセット（参考）

特別調査のための審査が必要な場合、エンティティの業務の適合性の証拠を審査する際にチェックすることが推奨されるトピックの一覧を以下に示す。

- 法的情報、登記、所有権、企業及び所有者/経営者〔managers〕の法的記録
- エンティティが実施する他の形態の活動
- 共通の所有権及び所有者同士の関係によって関連するエンティティ
- 経営の構造及び利害抵触の管理
- 税及び社会保障情報、並びに作業量との対応
- 審査員資源（審査員が存在することの証拠及び審査員の実証された力量）
- 財務的側面
- 審査日程の照合及び審査員が存在する確かな証拠（例えば、出張旅費の領収書、宿泊の請求書、支払の詳細が他の審査と重複していないこと。）
- 審査チームが実際にいたこと、審査日数、審査期間等を依頼者に確認する。
- その企業の現状
- 直接経費に対する支払の割合
- 大規模なコンサルティング下請負業者への支払い―下請負業者に支払われる多額の金；審査員への支払い、審査員との契約、審査を行う企業への支払い。

必要に応じて他のチェック項目を追加してもよい。